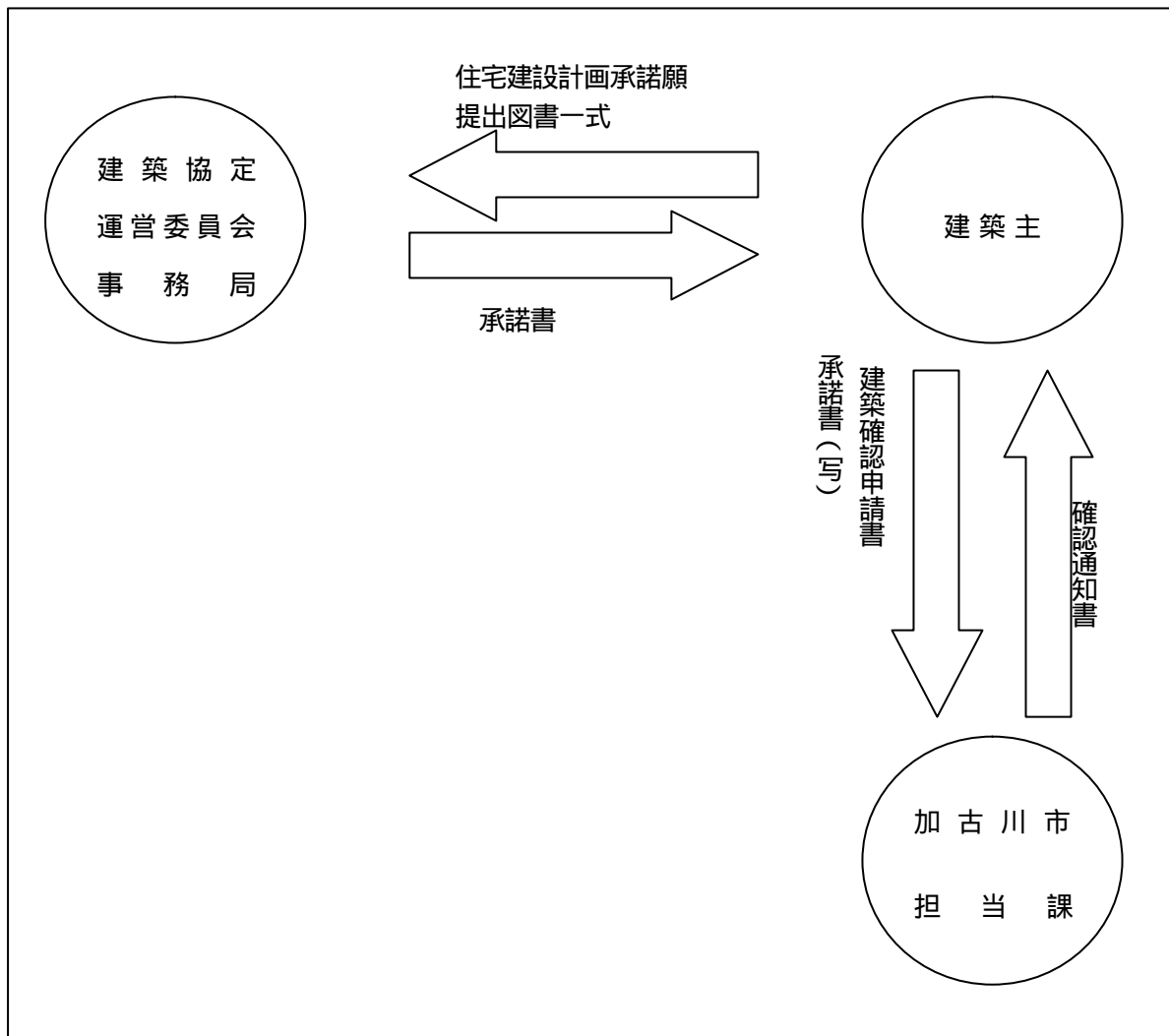


## 建築の手順について

建築される場合は次の手順に従って下さい。



### 〔順1〕住宅建設計画承諾書及び提出図書一式の提出

提出時期： ・ 建築確認申請書提出前

提出図書： ・ 住宅建設計画承諾書  
〔順1〕提出図書一式  
事務局が特に必要と認めた図書

提出先： ・ 浜の宮ハーモニータウン第2住区建築協定運営委員会事務局

〔順1〕提出図書

建築協定運営委員会用・・・・・・4部提出

添付 順序	図面名称	構造	木 造		鉄筋コンクリート及び鉄骨造	
		部数	4 部		4 部	
	提出先		建 築 協 定 運 営 委 員 会		建 築 協 定 運 営 委 員 会	
1	住宅建設計画承諾 (1部)					
2	委 任 状 (1部)					
3	確認申請書(写)					
4	附近見取図					
5	配 置 図					
6	敷地求積図					
7	各階床面積表					
8	各階平面図					
9	2面以上の立面図					
10	2面以上の断面図					
11	構造伏図					
12	構造断面図					
13	構造計算書					
14	基礎伏図					
15	基礎構造断面図					
16	屋外設計図					

〔注〕

印は必要図書。

1, 2については、1部でよい。

3は建築確認申請の際に提出すべき建築基準法施行規則第1号様式正本の写し。

〔順2〕運営委員会より承諾書の交付

- ・提出していただきました設計図書について、運営委員会事務局は建築協定の各条項と照合し、協定に適合していると認められた場合、運営委員会委員長より承諾書を交付します。
- ・承諾書については、事務局より連絡します。

〔順3〕建築確認申請書、承諾書の提出

- 提出時期： ・建設工事着工前
- 提出図書： ・〔順2〕で交付された承諾書の写し：1部  
 ・建築確認申請書：〔正〕1部、〔副〕2部

〔注〕確認申請設計図書（正）には、建築協定運営委員会の承諾印のあるものを提出

〔順3〕提出図書

〔正〕1部、〔副〕2部、計3部提出

添付 順序	図面名称	構造	
		木造	鉄筋コンクリート造 及び鉄骨造
1	住宅建設計画承諾書（写）		
2	建築確認申請書（写）		
3	附近見取図		
4	配置図		
5	敷地求積図		
6	各階床面積表		
7	各階平面図		
8	2面以上の立面図		
9	2面以上の断面図		
10	構造伏図		
11	構造断面図		
12	構造計算書		
13	基礎伏図		
14	基礎構造断面図		
15	屋外設計図		

〔注〕

印は必要図書

提出図書（正）は、建築協定運営委員会の承諾印のあるもの。

〔順4〕確認通知書の交付

〔順3〕の審査で、建築基準法に適合していることが確認されますと加古川市担当課の建築主事より通知書が交付されます。

\* 〔順1〕～〔順3〕の手続きを経て、〔順4〕の通知書を受領した後に建築着工できます。